

議 事 録

令和5年度第1回川崎市情報公開運営審議会		
出 席 者	委 員	実 施 機 関 ・ 事 務 局
	市民代表 岡 倉 進 後 藤 正 巳 齊 藤 恵 治 星 川 美代子 八 巻 義 徳 渡 辺 俊 夫 学識経験者 嘉 藤 亮 富 田 千 鶴 中 澤 陽 子 村 上 佳 子 早 川 和 宏 湯 淺 壘 道 山 本 龍 彦 渡 辺 涉 委員 計14人	(実施機関) 市民文化局戸籍住民サービス課 課長 大貫 久 戸籍・住民記録係長 笠原 康顕 (事務局：総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部) コンプライアンス推進・行政情報管理部長 小野 貴之 行政情報課長 相原 健二 担当課長 井野 進 担当係長 江上 史雄 担当係長 鈴木 麻里子 職員 7人
開催日時	令和5年7月21日（金）10時00分から11時30分まで	
開催場所	川崎市役所第3庁舎 12階会議室	
議 題	1 議 題 (1) 報告事項 令和4年度公文書公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度の運営状況について 2 その他	
傍聴者数	0人	

【会議開始・資料説明】

湯浅会長 ただいまから令和5年度第1回川崎市情報公開運営審議会を開催します。本審議会は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき原則公開としております。

本日は、傍聴の希望者はいらっしゃいませんが、会議中に傍聴の希望があった場合は傍聴を許可し、随時入室いただくということによろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

湯浅会長 それでは、そのように事務局に対応をお願いします。

審議会を開催する前に、新年度に入り、委員の方と事務局の職員に変更があったとのことですので、御紹介をお願いします。

江上担当係長 まず、所属団体の人事異動に伴い変更のありました委員ですが、5月1日より、浦野敏行委員に替わりまして、石山一可委員に就任いただいております。

なお、石山委員は、本日は所用のため欠席となっております。

続いて、4月の人事異動により新たに事務局となりました職員を御紹介します。

小野部長 4月からコンプライアンス推進・行政情報管理部長に着任いたしました小野と申します。以前は幸区役所の区民サービス部におりまして、区民課や保険年金課等いわゆる窓口業務を所管する部署におりました。よろしくお願いいたします。

相原課長 行政情報課長の相原と申します。以前はコンプライアンス推進室で審査請求の審査庁の役割や監査の市としての取りまとめをしておりました。よろしくお願いいたします。

江上担当係長 4月に行政情報課情報公開担当に異動してまいりました担当係長の江上です。以前は市民文化局の人権男女共同参画室におりました。以上です。

湯浅会長 次に、事務局から、資料の確認と本日のスケジュールについて説明をお願いします。

鈴木担当係長 本日はお忙しいところ、お越しいただきましてありがとうございます。

また、Web会議で御参加の委員の皆様におかれましても、機器や通信環境の御準備に御協力いただき、ありがとうございます。

前回に続いて、対面会議とWeb会議を併用する、ハイブリッド開催となります。至らない点多々あるかと思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の委員の定足数でございますが、現在、13名の委員が御出席いただいておりますので、審議会が成立していることを御報告いたします。

次に、お手元の資料の確認をお願いします。

まず、本日の資料でございますが、対面会議で御参加の委員の皆様には、クリアファイルに入れた状態で配布しておりまして、1枚目から議事次第、次に座席表、委員名簿がございます。

Web会議で御参加の委員におかれましては、事前にメールでお送りした資料を御確認ください。

次に報告資料が一つありまして、総務企画局行政情報課からの「令和4年度公文書公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度の運営状況について」の資料を御用意しております。

また、その他の資料として、市民文化局戸籍住民サービス課からの「コンビニエンスストアでの証明書交付サービスにおける戸籍全部事項証明書の誤交付について」の資料を御用意しております。

以上が本日の資料となりますが、もし不足しているものがありましたら、お申し出いただければと思います。

また、いつもどおりの参考資料となりますが、二つのハンドブックを置いておりまして、黄色が「個人情報保護」、紫色が「情報公開」のハンドブックとなっております。その下にフラットファイルの一つ置いておりまして、こちらは川崎市の情報セキュリティー基準となっております。情

報セキュリティ基準につきましては、申し訳ございませんが、Web会議で御参加の委員には御提供しておりませんが、必要に応じて画面上でファイルを共有させていただきますので御了承ください。

次に、本日のスケジュールでございますが、議事次第を御覧ください。

次第に記載してあります議題に沿いまして、報告事項として、令和4年度の運営状況に関する報告が1件、その他として、証明書の誤交付に関する報告が1件の計2件ございます。これらを合わせましておよそ1時間、11時00分までの終了を目途に、進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

事務局からは以上でございます。

1 議題(1)【報告事項】令和4年度公文書公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度の運営状況について

湯浅会長 それでは、本日の議題に入ります。

報告事項の、「令和4年度公文書公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度の運営状況について」ということで、総務企画局行政情報課、事務局からの報告案件です。

事務局から説明をお願いします。

江上担当係長 それでは、令和4年度の運営状況について御報告させていただきます。

お手元の資料、令和4年度の運営状況報告についてというタイトルの冊子がございますので、そちらを御覧ください。ピンク色の表紙の冊子でございます。

まず、表紙を御覧ください。

本日御報告いたしますのは、「公文書公開制度」、「個人情報保護制度」、「会議公開制度」の三つの制度に係る昨年度の運営状況についてでございます。この三つの制度につきましては、それぞれの根拠条例におきまして、運営状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表することとなっております。

また、こちらの「情報公開運営審議会」には、毎年度1回目の会議で報告することになっており、本日御報告させていただくものでございます。

なお、できる限りポイントを絞りまして御説明させていただきます。

それでは表紙をおめくりいただきまして、1ページを御覧ください。

I、情報公開条例の運営状況でございます。

公文書開示請求の処理状況でございますが、令和4年度の公文書開示請求件数は1,549件ございました。

続いて、表1-1の情報分野別件数ですが、最も多いものは8番の都市環境関係情報576件、次いで、1番の行政一般関係情報が230件となっております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

表1-2、実施機関別件数ですが、最も多いものは市長が1,042件、次いで、教育委員会が205件、公営企業管理者の上下水道局が163件となっております。

市長の内訳は、最も多いものがまちづくり局で226件、次いで、区役所が198件となっております。

続いて、3ページを御覧ください。

表1-3、請求方法別件数は、最も多いものは電子申請が653件、次いで、窓口が420件、FAXが416件となっております。

表1-4、個人・法人別件数は、個人が715件、法人が834件となっています。

続いて、表1-5、部分開示・拒否処分の内訳件数は、個人情報を理由とする部分開示が325件、法人情報を理由とする部分開示が209件となっております。

また、4ページから49ページまでの表1-6は、令和4年度の公文書開示請求全件の概要を記した一覧になりますので、後ほど御確認ください。

続きまして、50ページを御覧ください。

2、公文書開示請求に係る審査請求の処理状況でございます。

表2-1にありますとおり、審査請求は3件ございました。表2-2は、公文書開示請求に係る審査請求についての情報公開・個人情報保護審査会の内容です。

審査会は第1部会、第2部会の二つの部会に分かれており、それぞれの部会において順次、審査請求の審査を行っております。

審査請求の内容については、51ページの表2-3に記載がございます。こちらも後ほど御確認いただければと思います。

次に、52ページを御覧ください。

出資法人等文書に係る開示申出状況です。

情報公開条例により、指定出資法人及び指定管理者は、その管理する情報の公開に関し必要な範囲内で市の実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならないとされています。令和4年度における開示申出は、二つの出資法人に対する27件と、一つの指定管理者に対する2件となっております。

29件の個人、法人別内訳や請求内容等については、54ページから56ページに一覧表がございますので、後ほど御参照ください。

以上で、情報公開条例の運営状況についての報告を終わります。

続きまして、57ページをお開きください。

こちらは、個人情報保護条例の運営状況でございます。

まず、個人情報ファイルの届出件数でございますが、表1-1のとおり、合計のところですが、開始が8件、変更が84件、廃止が40件で、合計132件の届出がありました。

次に、2、個人情報開示等請求の処理状況でございますが、表2-1のとおり、合計で375件ありました。

表2-2の処分別件数ですが、承諾の合計が150件、一部承諾の合計が136件、拒否の合計が69件となっております。

請求の具体的な内容につきましては、次の58ページから66ページまで一覧にしてございますので、後ほど御参照ください。

次に、67ページを御覧ください。

個人情報開示等請求に係る審査請求の処理状況について御説明いたします。

初めに、表3-1の審査請求の処理状況でございますが、新たに受けた審査請求は8件ございました。また、答申件数が4件、審査中件数が5件となっております。

表3-2では、審査会における、個人情報開示請求等に係る審査請求についての審議の経過を示しています。

また、審査請求の内容については、68ページから69ページまでの表3-3に掲載しております。

次に、70ページを御覧ください。

こちらは、苦情の処理状況でございますが、これは個人情報保護委員が受け付けた個人情報に関

する市民からの苦情の処理状況で、12件の相談がございました。

次に、71ページを御覧ください。

条例に基づく審議会答申件数でございますが、こちらはこの会議、情報公開運営審議会の運営状況となりますが、昨年度は全体会議を3回開催し、4件の答申をいただいております。

次に、下段の目的外利用等の届出状況でございますが、目的外利用、これは川崎市役所内部で保有個人情報を目的の範囲を超えて利用するものですが、248件、外部提供、こちらは川崎市役所の外部に目的の範囲を超えて提供するものですが、422件ありました。

なお、目的外利用の具体的な内容につきましては、72ページから87ページまで、外部提供の具体的な内容につきましては、88ページから109ページまで一覧にしておりますので、後ほど御参照ください。

次に、110ページを御覧ください。

川崎市が設置し、または管理する防犯カメラの設置状況等について、御説明いたします。

本市が設置し、または管理する防犯カメラは454か所ございます。設置局は、最も多いものが教育委員会（学校等）で143か所、次いで、その他（病院、福祉施設、市バス等）の129か所となっております。

3の設置目的は、こちらは施設内への不審者侵入防止が272か所、次いで、施設・機器等の保安管理等に係る防犯が106か所となっております。

下のほう、一番下の9の苦情対応でございますが、防犯カメラについて、個人情報に関する苦情はございませんでした。

個人情報保護条例の運営状況については、以上でございます。

続きまして、111ページを御覧ください。

審議会等の会議の公開に関する条例の運営状況について御説明いたします。

この条例の対象となります会議は、条例第2条に定められた市長その他の執行機関に設置された審議、審査、調査または調停を行う審議会、審査会等になります。

対象となる審議会等の数は、212会議でございますが、この情報公開運営審議会も含まれております。

また、内訳としては、公開の会議が87、一部非公開の会議が39、非公開の会議が32となっております。なお、会議は設置しておりますが、昨年度は一度も開催されなかった会議が54会議ありますので、内訳と合計が一致しておりません。

次に、全審議会等のうち、公開及び一部非公開会議の占める割合については、59.4%となっております。

続きまして、2、会議の開催状況についてでございますが、会議の開催延べ数は2,169回、その内訳は公開が507、一部非公開が69、非公開が1,593となっております。また、開催延べ数のうち、公開及び一部非公開会議の占める割合は26.6%となっております。非公開で行われる介護認定審査会、1,019回を除くと、50.1%が公開または一部公開になっています。

次に、傍聴等の状況についてですが、傍聴人の延べ人数は238人、傍聴があった審議会等の数は99会議ございました。

次に、112ページを御覧ください。

主な会議の開催状況でございますが、各課局別に主な会議を一覧表にしております。こちら後ほど御参照いただければと存じます。

次に、117ページを御覧ください。

新たに対象となった審議会等は7会議あり、廃止された審議会等は3会議ありました。

次に、118ページを御覧ください。

主な非公開会議でございますが、事由別にまとめております。こちららも後ほど御参照いただければと存じます。

最後に、121ページを御覧ください。

こちらら、傍聴があった審議会等ですが、傍聴者数が多い順に掲載しております。傍聴者が最も多いのは社会教育委員会、こちらは教育委員会での所管ですが、傍聴者数が55名ありました。次いで、環境影響評価審議会が37名、環境局の所管、3番目が外国人市民代表者会議で29名、市民文化局の所管です。

以上で報告資料についての説明を終わります。

続きまして、お手元の「【参考資料】運営状況の推移」について、御説明いたします。

こちららの資料でございますが、運営状況の主要な項目について、過去5年間の推移をまとめたものになります。

1ページに公文書開示請求の件数の推移のグラフを載せております。

こちらら、実線のグラフが公文書開示請求の件数ですが、公文書開示請求の件数は5年前と比べると431件、22%減少しています。法人の請求件数は391件減少し、個人の請求件数は60件減少しております。

こちらら、法人の請求件数が減少した主因は、工事や委託の設計書について、開示請求よりも簡易な電子申請システムによる情報提供を開始したことにより、そちらのほうに移行したものと考えられます。

続きまして、3ページに「公文書開示請求の請求方法の推移」のグラフを載せております。

公文書開示請求の請求方法は、5年前と比べると、FAXが大幅に減少し、電子申請が増加しています。電子申請が占める割合は、平成30年は25%でしたが、令和4年度は42%に達しています。

続きまして、5ページを御覧ください。

こちらら、個人情報保護条例に基づく届出、開示等請求の状況です。

保有個人情報開示等請求の件数は、5年前と比べると67件減少しております。開示請求の件数は令和2年度に大きく減少しており、コロナ禍の影響と推測されます。令和4年度の個人情報開示の届出件数の増加は、組織改正に伴う変更届出の増加が主因です。

続きまして、7ページ、防犯カメラの設置状況の推移でございます。

こちらら、防犯カメラの設置箇所数は5年前と比べると187か所、70%増加しています。

内訳では、教育委員会（学校等）が79か所、123%、その他（病院、福祉施設、市バス等）が73か所、130%増加したことが主因です。

目的としては、施設内への不審者防止を目的とするものが124か所増加しております。こちららはちょっとグラフには載せてありません。

続きまして、9ページ、会議の開催状況の推移でございますが、会議の開催延べ数は、5年前と比べると108回増加しています。令和2年度に大幅に減少しておりますが、こちららは新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会議の開催を控えたためと考えられます。開催延べ数のうち、公開及び一部非公開の会議が占める割合は26.6%で、5年前の24.4%とほぼ同じレベルになっています。

以上で、令和4年度の運営状況についての報告を終わります。ありがとうございました。

湯浅会長 それでは、委員の皆様からただいまの説明につきまして御質問等がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。オンラインで御参加の委員の皆様も御質問等がございましたら、どうぞよ

ろしくお願いいたします。

では、早川委員、お願いいたします。

早川委員 1点確認させていただきます。情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求の処理状況において、文書が不存在ということによる拒否というものが複数あります。文書の不存在については、そもそも作成・取得していないという場合や、作成・取得したが保存期限が満了したためもうありませんというのは正しい不存在ですが、あるはずなのに見つからない不存在といった不適切な不存在もあり得ると思います。今回の報告には、そういった不適切な不存在は存在していないという理解でよいでしょうか。

井野担当課長 今の御質問でございますけれども、情報公開担当では、本来あるべきものを作っていなかったとか、誤廃棄をしてしまっただけだったという事案については、把握はしていないというのが現状でございます。

一方で、誤廃棄をしてしまったとか、作らなければいけない文書を作っていなかった、そういったものについては、コンプライアンスについて問題がございますので、コンプライアンス推進室に事務事故等ということで、報告は上がっているかと思えます。

以上でございます。

早川委員 了解いたしました。ありがとうございます。

湯浅会長 それでは、ほかの委員の皆様から。八巻委員、お願いいたします。

八巻委員 2点ほど、質問させていただきます。

2ページに実施機関別件数というのがあります。その中に教育委員会が205件とありますが、分かりましたら、個人か法人かの数値を可能であれば教えてください。

2点目ですが、川崎市が設置し、または管理する防犯カメラの設置状況ということで110ページに454か所と出ていて、教育委員会（学校等）が143か所になっています。川崎市教育委員会が教育行政上管轄する場所として、割と少ないなという印象がありますが、この判断基準というのはどのような基準なのでしょう。例えば、それは教育委員会だとか、それは何々だということが分かりましたら教えてください。

以上2点です。

江上担当係長 ありがとうございます。

まず1点目、教育委員会の205件が法人か個人かの内訳ですが、申し訳ございません、手元にデータがございませんが、印象としては、個人と法人とで半々ぐらいであるというところがございます。

続きまして、二つ目の防犯カメラの設置状況についてでございますが、教育委員会の143か所は、主に学校に設置されている防犯カメラでございます。最近の防犯対策の強化に伴って増加をしているものでございます。教育委員会の管轄で設置されているものは、主に学校ということになります。

以上になります。

湯浅会長 ほかにございますか。

渡辺委員、お願いいたします。

渡辺俊夫委員 今の防犯カメラの関係ですが、110ページに上がっているのは、基本的には行政施設的なところということで理解しましたが、町会などから申請があると、毎年予算の範囲内で、各町会を割り振って設置を促進していると思うんですね。

それと同時に、町会でも町会員の要求で、非常に暗い道には防犯上設置してくれないかということで、町会によっては自腹で今までも設置してきているのですが、その辺については、これは市の

ほうで、公道に対して防犯上つけている防犯カメラの設置数というのは把握されているのかが1点です。

それから、市で援助する場合は、やはり防犯カメラには個人情報が入るわけですから、どういう形でそれを閲覧するとかにかについて何か管理上の基準や規則みたいなものがあつたほうがいいと思います。市で設置する場合は一定期間で消去するという形になっていますが、そこら辺の基準というのは各町会に支援するときに、何かお示しになっているのかどうか教えていただければと思います。

以上、2点です。

江上担当係長 ありがとうございます。

まず、1点目の設置箇所454か所でございますが、こちらは川崎市が設置主体として設置したものにしますので、補助金や助成金を出して、川崎市以外の町会であるとか、民間の団体が設置したものはこの数には含まれておりません。

続きまして、2点目でございますが、防犯カメラの設置につきましては、防犯カメラの設置基準というのを市で作成しております、それに基づいて、防犯カメラの個々の所管課のほうで、この110ページの6番でございますが、マニュアルを作成しております。そのマニュアルに基づいて、防犯カメラの管理がされているところでございます。

次に、市が助成しているところに指針を示しているかどうかにつきましては、直接所管しておりませんので、実際に補助をしている対象に対して指導しているかどうかは、分からないところでございます。

以上です。

湯浅会長 岡倉委員、お願いいたします。

岡倉委員 防犯カメラの補助制度ですが、町内会に対し、設置についての補助制度と維持管理についての補助制度とがあります。

湯浅会長 嘉藤委員、お願いいたします。

嘉藤委員 形式的なところなのですが、この審議会で一度確認しておいたほうがよいと思ひまして、昨年度に御議論いただいたものですが、今年度以降、個人情報保護制度が法律のほうに変わりますけれども、この運用状況報告につきましては、3制度統合した形で、今回のような御報告をいただけるということでしょうか。

井野担当課長 運営状況は、今後はどういう形で報告されるかという御質問ですが、法律に制度が移行しましても、個人情報保護委員会が各市区町村から運営状況報告を上げさせるという規定が法律の中にございます。

今回のこの運営状況報告と、来年以降の運営状況報告とで、多少細かいところは変わっていく可能性はありますが、基本的には今こちらで報告させていただいているものと同じような形で来年度以降も審議会で御報告をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

湯浅会長 よろしいでしょうか。

村上副会長、どうぞ。

村上副会長 御説明をありがとうございました。

1点、念のための確認なのですが、70ページで御説明いただきました苦情の処理状況については12件あつたということですが、クリティカルな問題と申しますか、炎上しているようなものはないというような認識でよろしかったでしょうか。

井野担当課長 クリティカルというのはかなり重大な問題だつたものがあるかどうかというところでござい

ますが、こちらの12件につきましては、基本的にはそこまで大きな、例えば市で違法な取扱いがあったというところまでは至らなかったものでございます。あとは、個人情報保護委員が説明をしていく中で御理解いただいているというようなどころでございます。

以上でございます。

村上副会長 ありがとうございます。

湯浅会長 それでは、これで報告事項につきましては、終了とさせていただきます。

2 その他

湯浅会長 それでは、続きまして、その他の議案で、コンビニエンスストアでの証明書交付サービスにおける戸籍全部事項証明書の誤交付についての報告です。

事務局から、概要の説明をお願いします。

江上担当係長 コンビニエンスストアでの証明書交付サービスにおける戸籍全部事項証明書の誤交付については、資料としてお配りしているものでございますが、こちらは令和5年5月2日に市民が宮前区内のコンビニエンスストアに設置された端末で、マイナンバーカードを用いて戸籍全部事項証明書の発行を申請したところ、別人の証明書が誤って交付されたものです。

川崎市では、戸籍の証明書のコンビニ交付について、富士通Japanのシステムを利用しておりますが、富士通Japanのシステムを利用していた横浜市と足立区においても同様の問題が起きているところでございます。事案の詳細については、所管課より御説明いたします。

湯浅会長 それでは、所管課の方に入ってください。

(所管課入室)

湯浅会長 本日は、当審議会に御出席いただきありがとうございます。当審議会は、個人情報保護制度を所掌しておりますので、個人情報を含む証明書の誤交付が起きた経緯について、御説明をお願いしたところです。

まず、出席者を御紹介いただき、5分程度で経緯の御説明をお願いします。その後、質疑応答に入りたいと思います。

大貫課長 市民文化局戸籍住民サービス課課長の大貫、当課の戸籍・住民記録係長の笠原と申します。よろしく願いいたします。

今回の事件について、御説明をいたします。

本年5月2日、朝7時半に宮前区と幸区でほぼ同時に戸籍全部事項証明の申請が行われました。ほぼ同時と言いましたが、1秒以内の同時ということで、全く同時ではございませんでした。

宮前区で証明をお取りになった方を仮に宮前区Aさん、幸区でお取りになった方を幸区Bさんと呼びます。宮前区Aさんの申請に対して、J-LISコンビニセンター、これは、イメージとしてはコンビニストアにあるマルチコピー機になりますが、ここで1秒以内のほぼ同時に幸区Bさんから戸籍の申請が行われました。

それは、LGWANというネットワークを通じて、このコンビニ交付システムを通りまして、システム連携基盤に至ります。このシステム連携基盤では、戸籍以外の証明書、住民票、印鑑証明、市税の証明書が作られますが、戸籍についてはそれをスルーしまして、個別連携システムというところに入ってまいります。この個別連携システムは、戸籍システムの一部としまして、平成29年度に川崎市がコンビニ交付サービスを開始するに当たりまして、特別に作らせたシステムになります。

この中で、宮前区Aさんから来た申請のデータが一旦入口から入ってからコピーされるのですが、そのコピーされたほうに、後から来た幸区Bさんのデータの住民コードだけが書き換わってしまっていて、その後、戸籍システムに入ったために、宮前区Aさんの申請に幸区Bさんの戸籍証明書が付いて、そのままコンビニに戻ったというものでございます。幸区Bさんの申請には、その後ろに1秒以内の同時申請はなかったため、正しい幸区Bさんの戸籍全部事項証明が出たということになります。

宮前区Aさんはそれを受け取りましたときに、自分のものではないと認識し、ここから情報漏えいが発生しております。この宮前区Aさんは、そのままそれを御自宅にお持ち帰りになりまして、これは大事なものだからということで、家族にも見せずに役所が開くのをお待ちになりました。

そして宮前区役所が開きました後、そちらの証明書を宮前区で交換してもらおうということで持っていきました。宮前区では、区民課長が対応しまして、経緯をお聞きした上で、これは間違いであるということから、御本人には正しい戸籍全部事項証明書を差し替えでお渡しして、お持ち込みいただいた誤った戸籍証明書は区役所に引き取りました。ここで、情報漏えいは終了しております。

私どもの認識としましては、宮前区Aさんのみが幸区Bさんの戸籍情報を見てしまったと考えておりまして、詳しくお伺いしたところ、本籍地と名前のところでもう既に自分のものではないと思ったため、それ以外の細かいところは見えていないという御発言があったということ、御報告をさせていただきたいと思っております。

このシステムのほうですが、本来コンピュータシステムは同時とは言いましても、ミリ秒の世界で動きますので、技術者としては同時に来るはずがないと、必ず順番になるものだから、今回のようなコンピュータの基本的な仕組みの中でデータが書き換わるなんていうのは想定していなかったということなのですが、色々時間差をつけて再現テストしたところ、1秒以内では発生したということなので、直し方としては、全く同時に来ても混ざらないようにプログラムを修正したという形になります。

以上、説明を終わらせていただきます。

湯浅会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、委員の皆様から御質問等がございましたら、お願いいたします。

では、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 川崎地域連合の齊藤と申します。よろしく申し上げます。

今資料を見せていただいている、この戸籍システムに限定されたということは、システム上のロジックがこの戸籍システムだけが異なっていたということが分かったということですかね。

大貫課長 左様でございます。

齊藤委員 これは、システム上の問題であって、その端末を利用している人の問題ではなかったということでしょうか。

大貫課長 左様でございます。

齊藤委員 アプリケーションではないということですね。システム側のほうに問題があると。

大貫課長 プログラムのさらに上のレベルで起きてしまったのですが、データは川の上に船を浮かべていくようなものではなくて、ここにあるデータを別の媒体にコピーして、また次にコピーしてと行って、次々に進んでいきます。一旦プログラム上で入力したデータを作業領域に置くのですが、この作業領域はコンピュータの資源を有効に活用するために、通常は共有領域というのを使っていて、プログラム上共有領域のワーク領域にコピーしなさいと命令します。

それが順番に来るのですが、たまたま今回のような1秒以内のときに、先に来た申請データの処

理が完了するまでの間に後に来た申請データが上書きされてしまったため、誤交付が発生したので、新しいプログラム上では、この共通領域ではなくて、申請データごとに作業領域を作って、そこにコピーを下さいというプログラムの書換えを行いまして、修正をしたという形でございます。

齊藤委員 おおよそ分かりました。

大貫課長 非常に複雑で申し訳ありません。

齊藤委員 ありがとうございます。

湯浅会長 渡辺委員、お願いいたします。

渡辺俊夫委員 システムのことは、あまりよく分からないのですが、新聞の記事の中で、大貫さんがシステムの問題ではないかというような発言をされたと書いてあったのですが、そのシステムというのは、いわゆる川崎市と横浜市でやっている戸籍の提供システムみたいなものなのか、それとも、マイナンバー制度の中で今色々なものを国が紐付けしようということで、その紐付けするためのシステムなのかということをお教えください。

大貫課長 横浜市と足立区のシステムは、コンビニ交付の部分とシステム連携基盤で行っている証明書交付とを一体的に作ったコンビニ交付サービスシステムという富士通 J a p a n のシステムが使われて、ここで誤交付が発生しました。

川崎市の場合は、戸籍システムで証明書を作っているため、ふだん窓口で作っている証明書と同じものになります。ただ、データを窓口に戻すのか、コンビニに戻すのかの違いだけになります。ここが富士通 J a p a n の個別連携システムになります。戸籍システムは幾つかの自治体と同じように同じものを使っているのですが、この個別連携システムというのは、全国の中で川崎しか作っていないシステムになります。そのため、川崎市の戸籍システムで発生した今回の誤交付は、川崎市でのみ発生する仕組みのものでして、今回それを直したので、もうこれで同じことは起きません。

そして、紐付けの誤交付というのは、ここの中で発生していることではなくて、マイナンバーカードの情報と国民健康保険の情報とをまた別に連携させる仕組みや事務処理がありまして、そちらのほうで発生していることだと認識しております。

渡辺俊夫委員 要するに、戸籍関係はマイナンバーと常に紐付けされているということではなくて、たまたま戸籍の請求のときにマイナンバーを使うということですね。

大貫課長 左様でございます。

渡辺俊夫委員 本人確認みたいなことですね。

大貫課長 そのとおりです。そこから先は、各市町村のシステムが分かれているという感じになります。

渡辺俊夫委員 分かりました。

湯浅会長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 今回このマイナンバーカードの特性上、このような誤交付が発生したわけですね。今の説明で、今回システムを改善したということは、その不具合が見つかって、より秘匿性が保たれるようになったとは思っているのですが、市民全体の皆さん、これからマイナンバーを利用される皆さん全てが、今回の報道や誤交付で、そう思っていないと思うんですね。そういう人たちに、このマイナンバーカードの利用について、これまでと同様、そしてこれまで以上にまた利用してもらうことに対しての発信というのは、どのように考えているのか伺いたいです。いわゆる信頼回復ですね。

大貫課長 川崎市の今回のコンビニ誤交付に関しましては、川崎市民の戸籍が誤交付されたということになりますので、これはどこにその原因があって、それはいつの時点まで続いていて、この時点からは

起きなくなりましたので御安心くださいという、正しく心配していただいて正しく回復したことを認識していただくために、報道発表についてはかなり詳しいシステムの動きの内容まで、3回報道発表をさせていただいております。

私どもとしては、それでかなりシステムの内容について言及した形になっているのですが、その後他都市でも色々な不具合が発生し、その途中では、河野大臣が富士通 J a p a n に対して300自治体のシステムを止めて確認しなさいとか、そういう非常に大きな話をどんどんマスコミや国から発信されたために、私どもが何とか正しく心配していただくとした努力は全て無くなったと感じております。

マスコミからの取材でも、この件について川崎市独自に信頼回復のための作業をするかという質問はよく受けるのですが、もう市にできることはないので、あとは国が、システムによる不具合はシステムを直せば直るけれど、紐付けのところは人がやっていて、人がやっていることは直そうと思っても直せないで、それについてはこうやりますと説明するとかですね。

今、国は点検することばかり言っていますが、点検しただけでは、信頼回復には繋がらないと思っていて、こういう原因で起きたことで、それはここまで防いだので、ここからここまでは安心できます、そこから先は人の努力ですとか、そういう正確な情報を国が全国に対して、責任のある立場の方がしっかりと発信していただくことが重要だと考えております。

湯浅会長 村上副会長、お願いいたします。

村上副会長 御説明ありがとうございました。

1点、素朴な疑問なのですが、宮前区Aさんがたまたまこういった事象に当たって、それで区役所に駆け込んでいただいたので、この事態が発覚しましたが、その後の原因究明で、同種の事故、漏えいがなかったかというのは解析されて、無かったということを確認いただいたという認識でよろしいでしょうか。

大貫課長 全ての動作ログを確認しまして、この件だけで、誤交付が発生したということが分かりました。調べる中で、5月2日より前の2月の段階で、1件、同じように1秒以内の同時アクセスに対して、証明書が入れ替わるということが発生しているところまでは分かりました。ただし、その方は、最終的に証明書を出す手前のところで一旦中止をして、その申請自体を中断して破棄しています。そして、ほんの数秒後に、また同じように戸籍の全部事項証明書をお取りになって、それはすんなりと取れていることが分かっています。

これがどうして起きたのかということは、富士通 J a p a n の説明をそのままお伝えしますと、コンビニ交付の画面には、最後に証明書を出すときに、この方ですよという確認画面が出るそうです。そのときに、普通の人はそのまま手続を進めるのですが、たまたま2月の時は、御自分ではない名前が出たので、中断したのではないかとのことです。なぜ中断したのかについての記録はないのですが、証明書を出す寸前になって中断して、すぐにまた取り直しているという記録だけは、確認をしております。

村上副会長 ありがとうございます。コンビニでのサービスを利用したことがないので、また素朴な疑問で恐縮なのですが、その本人かどうかの確認というのは、氏名だけが画面に表示され、ほかは出ないという認識でよろしいでしょうか。

大貫課長 そのとおりです。氏名だけが表示されます。

村上副会長 そうすると、富士通 J a p a n の分析どおりだと、氏名だけはそのときに表示されてしまったかもしれないということですね。

大貫課長 そのとおりです。

村上副会長 ありがとうございます。

湯浅会長 私からも3点ほど伺いたいことがあります。

まず1点目で、今回の件で、市が発注した富士通Japanに対して、専門家の方から相当厳しい御批判が出ているわけですね。通常、どんなにアクセスが集中して、どんなにたくさんの方が一斉に請求をされたとしても、ミリ秒のところで違はずなので、それを1秒程度だったらどう判定しているのか。事実、1秒程度の違いで同時受付ができてしまっていますよね。そもそも、そういう受付ができるという点で富士通Japanのプログラムの根本的な考え方がおかしいという批判がかなり専門家の間から起きていますが、そのところは、富士通Japanはどう説明しているのでしょうか。

大貫課長 プログラムの設計の段階では、ハードウェアのメモリ領域は、複雑なことをさせればさせるほど遅くなりますので、申請データごとに作業領域を設けてそこにコピーをするようにしますと、同時に色々なメモリ領域が使われるので、川崎市の場合ですと150万人都市ということで非常に大きかったこともあり、可能な限り共通領域に移行するというプログラミングをしたそうです。

ところが、同時なり、同時に近い申請のときに領域データが上書きされてしまいました。通常は排他制御がされるはずなのでそのような動きはするわけがないということでプログラムは作っているのですが、プログラムが動作するベースのところ、ミドルウェアやシステムのOSレベルのところでの作業領域の使い方や排他の仕方が、恐らく本来はもっと細かく排他制御が設定できるところがしていなかったのではないかと考えていますが、ベンダーからはそこまでの説明はないです。

ただ、今回の件は再現テストをしたら容易に再現できたので、納品をする前の個別のテストの中で、同時アクセステストをしていけば、絶対に分かったはずですから、そこは怠っていたのではないかとあります。

今回、稼働してから7年後に起きている事象なので、瑕疵担保責任でいうと、1年以上経っているので、本来は市にもこれを直すための経費などの負担の責任があるところですが、発覚後、連休中に全てベンダーが再現テストと修正をして、5月8日の月曜日には市を含めた運用テストを行い、直っているのですが、市に対して何か負担を求めることはしないのかと確認したところ、しませんでした。これはプログラムの話なので、10年後だろうが20年後だろうが、これは自分たちの作ったものだから、自分たちが全部負担してやりますということでした。

迅速かつ確実に対応したことと、それ以上の不具合を出していなかったこと、川崎市に対する負担の求めをしなかったことなどを総合的に配慮しまして、指名停止や罰則の適用まではしませんでした。

湯浅会長 分かりました。今おっしゃったようにやはり同時入力があり得ると、納品前のテストが不十分だというのは多くの専門家が御指摘されていて、恐らく従来ミドルウェアとか大型機で処理していたものを、システムに移行するときの検証なども、富士通Japan内部での検証が不十分だったのではないかと御指摘がかなりあるということですね。

2点目の質問は、今回は富士通Japanの戸籍情報システムのところのプログラムの不具合、あるいは検証の不十分ということで発生した事案だったわけですが、ほかの自治体等でも富士通グループの各社で最近色々と問題を起こしていて、通信の秘密とサイバーセキュリティを確保できていないということで富士通は総務省から行政指導を受けています。

他方で、川崎市の場合は富士通グループに発注したシステムがかなり多いと聞いています。そうすると、色々問題があるときに、この富士通グループに発注をする際に、発注者側としてどのようにして富士通グループにきちんとやるように求めていくのか。逆に言うと、発注者側として、今後富士通グループとしてどのように付き合うかということが求められるように思います。

それについて、何か今の段階でお考えとかがあれば、伺いたいというのが2点目です。

大貫課長 日本には、自治体がシステムを発注する相手先として、大中小様々な業者がたくさんございます。川崎市の場合ですと、発注規模が基幹情報系システムですと10億円以上になりますので、ほぼ応札する業者というのは自ずと富士通Japan、NEC、日立あたりに決まってまいります。

そういった中で、誤作動を含めまして総合評価型の一般競争入札という形で、私どもが示した仕様を満たすように、各社から技術提案書をいただいた中で、総合点の高いところに落札させるという形式を採っております。その手続の中身については、瑕疵はないと思っているので、業者選定は透明性や公正性の高い形で今後も費用対効果の追求も含めまして、システムの場合は、安かろう悪かろうが過去にあったので、総合評価型ということで現在やっております、技術点7割、金額点3割という形で、国の指導に合わせてやっているところでございます。

今回、富士通Japanのほうで様々な問題が取り沙汰されましたが、富士通だけがこのレベルの障害を起こしているかということ、そうではないと考えています。取材の方向性が富士通に何かなかったかと聞けば、富士通のことだけが挙がってきますが、全部のベンダーに対してなかったかと聞いてはしないと認識しています。

ですから、そういう意味では目立ってしまった部分がある。けれども、やはり富士通の持っている技術力はやはり無視できないものがありますので、自治体として、お預かりした税金をきちんと費用対効果が高い形で電算システム導入して市民サービスを提供する、事務の効率化を図っていくという際には、富士通Japanを今回のこの件だけをもって外すのは、市全体としての利益にはならないのではないかとこの感覚を持っております。

どこのベンダーも、問題を起こし、それを直すことによってどんどん正確で効率的なシステムを作ったり、会社を構築していくという形で改善されていくので、今この時点で富士通Japanを外すかということは考えてございません。

湯浅会長 分かりました。私も現実問題として、富士通グループを外すということは難しいということは理解しています。

3点目ですが、検証をかなりされたと思うのですが、富士通Japanのほうから、例えば、プログラムの何行目のこのコードのここが適切ではありませんでしたとか、だからここをこういうふうに改めましたという、詳細な報告はありましたか。

大貫課長 プログラムの何行目まではございませんでしたが、プログラム上の記載で、共通領域に一旦入力領域のデータをコピーすることと、ここがポイントだったので、ここを申請データごとの共通作業領域を作成して、そこにコピーをすることにして、ミリ秒であったとしても、完全同時であったとしても、干渉し合わないプログラミングに変えましたという報告を受けております。

湯浅会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、オンラインの皆様も、御質問。岡倉委員、さっき手を挙げていらっしゃいましたか。

いらっしゃいますね。じゃあ、岡倉委員、どうぞ。

岡倉委員 ありがとうございます。今聞いていてすごく詳しく分かりました。それでこういうふうな案件が上がったときに、個人情報保護委員会のほうに川崎市のほうから報告するなり、何か指導を受けるなり、委員会から川崎市へ指導があるなりするのでしょうか。

以上です。

江上担当係長 今の御質問は、こういう事案があると、国の個人情報保護委員会のほうに報告しているかということ、あるいは指導を受けるのかということだと思いますが、川崎市の場合、個人情報保護委員会への報告や行政指導の窓口は行政情報課が行っております。国から今回川崎市と富士通Japan、横浜市、足立区に対して報告の求めがございましたので、川崎市からは令和5年5月31日

に報告をしているところでございます。現在個人情報保護委員会で、川崎市や富士通 J a p a n に
対する行政指導を行うかどうか、検討しているところでございます。

以上でございます。

湯淺会長 岡倉委員、よろしいでしょうか。

ほかの委員の皆様はよろしいでしょうか。オンラインの皆様もよろしいですか。

それでは、ありがとうございました。長時間御説明いただいてありがとうございます。これで退
出していただいて結構です。

(所管課退室)

湯淺会長 本日本日予定をしている議事については以上となりますが、そのほかに何かありますか。

特になければ、事務局から事務連絡をお願いします。

鈴木担当係長 次回でございますが、日程の調整を含めて改めて御連絡いたします。

また、本日の審議につきまして、およそ1か月後を目途に、議事録の御確認をお願いしたい
と思っております。改めて御連絡させていただきますのでよろしくお願いいいたします。

なお、本日の報酬に関しましては、8月21日の御支払いとなり、支払い明細に関しても同
日付近に郵送しますので御了承ください。

最後になりますが、対面会議で御参加の委員の皆様におかれましては、お手元資料のうち、
ハンドブック及びフラットファイルはそのまま机の上に置いたままにしていだけばと思いま
す。

事務局からは以上でございます。

湯淺会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。長時間御審議いただき、ありがとうございました。
した。